

長沼町告示第26号

地方自治法施行令第167条の5第2項及び第167条の11第3項の規定に基づき、建設工事等の資格審査申請書の受付について、次のとおり告示する。

令和4年11月24日

長沼町長 齋藤良彦

1. 受付期間 令和4年12月12日（月）から令和5年1月31日（火）までとする。
2. 受付場所 一般財団法人 北海道建設技術センター
北海道市町村入札参加資格共同審査 web 申請
<https://www.hoctec.info/kyoshin/>
3. 受付業種
 - (1) 建設業法第3条第1項の規定による許可業者
 - (2) 測量法第55条第1項の規定による登録業者
 - (3) 建築士法第23条第1項の規定による登録業者
 - (4) 建設コンサルタント登録規程第2条第1項の規定による登録業者
 - (5) 地質調査業者登録規程第2条第1項の規定による登録業者
 - (6) 補償コンサルタント登録規程第2条第1項の規定による登録業者
4. 資格要件 競争入札等参加資格申請者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。
 - (1) 地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の4第1項（成年被後見人、被保佐人等）の規定により競争入札等への参加を排除されていないこと。
 - (2) 政令第167条の4第2項（不正行為等）の規定により競争入札等への参加を排除されていないこと。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者に該当しない者であること。
 - (4) 工事の請負契約について、令和4年12月1日現在において、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けてから2年以上当該事業を営んでいること。
 - (5) 上記以外の契約について、令和4年12月1日現在において、引き続き1年以上当該事業を営んでいること。
5. 有効期間 令和5年度及び令和6年度